



頌

癸丑 (みずのとうし) の年
丑(うし)歳のモウ(妄)想

春

にち(日)にち、チュウ(中)チュウと、日中国交正常化達成を一枚看板に、四次防の在り方の是非を論じ、ネズミ(公害)にかじられない列島改造論、さにあらず、公害、ネズミ算式列島散布ときめつけ、福の神、ネズミの仲とり持ちで、福祉国家建設へモウ(猛)進することこそ70年代の政治路線と、師走の総選挙が幕下りとなった。ネズミ歳最後の花を添えたというとか。

明けて、昭和48年の新年をむかえた。まずはおめでとうございます。

この48年は、丑(うし)歳である。牛という動物があてられている。干支(えと)の上から詳しくは癸丑(みずのとうし)歳にあたる。この牛は、農業近代化以前は馬とならんで農耕に使われ、また交通の面でも大いに役立ってくれた。食生活の上では、牛乳を与えてくれ、たま肉は食肉として、欠かすことのできないもの、このように、昔からわれわれ人類とは不可分の間柄で、大変親しまれて来た。このような関係からか、文字の上でいえば、牛の部に属する文字が300語あまりある。牛偏の文字には勿論牛に関係のない言葉も沢山ある。これは牛と人類との深い関係からか、ケモノ全体を代表している意味があるように思われる。

干支(えと)は古来年をあらわした月をあらわし、日もあらわすが、日本では時もあらわしている。たとえば丑三つ(うしみつ)これは夜中の二時をあらわし、子(ね)の刻は今日の夜の12時のことをいい、時をあらわすのに用いられた。また方

位とも関係がある。丑寅(うしとら)の方角は北東の方位にあてはまる。乾(いぬい)門は戌亥(いぬい)で北西の方にある門だからこの名称がついた。この他巽(たつみ)は辰巳で南東の方位を示すなど、12支は方位を示すのにも配されている。

牛と政治の話はいろいろある。昔諸大名が盟事(ちかいごと)をするとき、牛の耳をさいてその血をすすった。尊く強い大名がごう然としてその場にのぞみ、弱い方の大名が牛の耳を執り耳をさくのに立合ったということがあった。即ち尊い方、強い方の大名が、身分のひくい、弱い方の大名を支配したことから「牛耳を執る」「牛耳られた」などの言葉ができた。議会の過半数を占める自民党に野党が牛耳られ、議事のひきのぼしをはかる野党が、所謂「牛歩戦術」を用いて、あたら議会日程を、空費するなど、主権在民の今日、国民をぎまんするもいいかげんにしてほしいものである。そこで「牛驥(ぎ)同阜(そう)を取ず」る選良がないものかと、なげくは筆者だけか? 非常に動物作ののろい牛と、千里を走る馬とが、同じ待遇をうけるとは、もつてのほかというこで、阜(そう)は飼料(かいば)を入れる桶のことをいう。

話は政治の方へいったが、牛の願は、安心してたべられる野山の草が青々としげる公害のない列島改造に全力投球してもらわねば、安心してのんでいただくミルクも、肉も供給できません。人間どものモウ省をうながし、まずは新年のごあいさつまで。

編集委員長 九里道守

年頭の辞



朝日町長 中川 雅一

昭和四十八年の新春を迎えました。町民の皆様あげましておめでとうございます。

今年は一九七三年であります。三年前には「七十年代」という言葉で、私達はいろいろな不安や期待をこめながら、新しい時代の幕開けを予感したものでした。はたせるかな、国の内外を問わず社会的にも経済的にも、非常に早いビッチで激しく動き、何年どころか何十年に一回もあるかないかというような大変な出来事が、あつという期間のうち、例をあげきれないほど数多くおこりました。公害や交通事故や物価高など身近にすぐわかる問題や、平凡な日常生活では気のつかない国際的な流れが、姿をかえて、いきなり私達の生活に作用を及ぼしてくるというように、まことに複雑多様な世の中になってきました。私達もこの枠の外に出ることはゆるされません。

小職が就任の御挨拶に申し述べましたように「生活環境の整備」「教育条件の整備」「産業基盤の整備」を柱として、町づくりのためにそれ

ぞれの分野で鋭意努力してまいりました。全面的に派手な成果を挙げたと自讃するものでは決してありませんが、福祉や道路など地味ながらもいささかの前進をしてきたものと存じております。これらはひとえに皆様のご協力によるものと信じ、深く感謝申し上げるところであります。

新内閣の発足とともに、この新しい年は社会福祉、経済安定や社会資本の充実などが国内の重要課題となっております。小職としては、さきの三本柱を特に組みかえる必要はないと思ひます。もちろん社会情勢の進展に応じて行政運営の効率を高め、足らざる点はこれを補ない、強めるべきことは積極的に増強して皆様の付託に応えるように努力しなければならぬことは当然であります。残念ながら昨秋、再度の大災害に見舞われ大きな損害を生じました。災害とその復旧とは、まことに後向きのエネルギー消費であつて、飛躍しなければならぬ時期にとっては大きな重荷であります。しかし私たちはこれをすみやかに克服して、災いを転じて福となすよう万難を排してゆかなくてはなりません。

本年は、北陸自動車道路とか小川総合開発ダムの構想など、町にとつて基本的になるような大きい公共事業が現実の問題として前面に出てくる大切な年であります。将来をしっかりと見つめながら、着実に前進をはからなければなりません。

おわりにあたり、本年もよりよき年でありませう、皆様の御健勝をお祈り申し上げますとともに今後とも格段の御指導ご協力、御鞭撻を賜

年頭の挨拶



朝日町議会議長 酒井 栄

町民の皆様さまあげましておめでとうございます。

待望の沖繩県を迎え昭和四十八年の元旦にあたり、議会を代表し謹んで町民各位の御繁栄を心からお祝い申し上げます。

昨年は連合赤軍の悲惨な事件で多くのいたましい犠牲者を出し、まことになげかわしい出足にはじまりましたが、その後沖繩県が本土に帰り、中日の国交が回復されるなど、歴史的ないくつかの難関が突破され、輝かしいまく開けの新年を迎え得ましたことは、これひとえに皆様方の主権のあらわれによるものでありまして御同慶に堪えません。町議会といたしまして、町民各位の深い御理解となみなみならぬご協力に依りまして、泊高等学校体育館の完成、朝日町勤労青少年スポーツセンター並に、福祉会館の竣功、国鉄泊駅舎の新築、新川広域圏東部じんかい清掃工場等が着工の運びとなりまこと、関係各位に対し深く御礼申

わりますようお願い申しあげて年頭の御挨拶といたします。

し上げる次第であります。どうか本年度も昨年以上に住民参加の自治体であることに心され、更にお互いが信頼と友愛の精神を深められ、御家族の皆様ともども我が朝日町にとりまして、その前途に大きな躍進がありますよう最良のアドバイスをお願い申し上げます。新年のご挨拶といたします。

若さをもって 強く、明るく

若い人たちへ

いまあなたは、新しい年の生活プランをたてましたか。就職、進学に対する希望と不安をのせて、昭和四十八年の船が出ました。

ことしも、甘いことばかりではなく、苦しいこと、努力のいること、そして忍耐のいることが、待っているでしょう。時には重大な失敗もするでしょう。そんな時あなたを救ってくれるのは、あなたの「若さ」です。「若さ」とは、失敗から立ちなおれるエネルギーです。頑張ります。今日から自分の力で、自分の新しい生活を築いてゆくのです。港をはなれた船に必要なことは船とはなにかということではなく、「どう進むべきか」ということです。さあ、あなたの目標に向かって強く進みましょう。

朝日町議会議定例会

12月定例議会

議案18件可決

請願陳情14件を決定

▽あらし△

昭和四十七年十二月定例町議会は十二月二十日から二十五日までの会期六日間をもって開催されました。

本定例会では、昭和四十七年度一般会計補正予算をはじめ、議案十八件、請願陳情十四件を慎重審議し全議案を原案どおり可決しました。

(審議日程)

12月20日 本会議(会議録署名議員の指名、会期の決定)

町長提案説明(助役)

議案細部説明(関係課長)

祝 成人式

日時 一月十五日 午前十時

場所 朝日町勤労青少年体育センター

成人者数

男 一二九名

女 一四四名

計 二七三名

12月21日 本会議(質疑及び一般質問、議案及び請願陳情を常任委員会に付託)

12月22日 議案審議 文教厚生委員会

12月23日 議案審議 総務委員会 産業建設委員会

12月24日 休会

12月25日 本会議(委員長報告、質疑、討論、採決、請願陳情の決定)

可決されたもの

昭和四十七年度朝日町一般会計補正予算(第四号)

昭和四十七年度朝日町国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

昭和四十七年度朝日町国民健康保険診療施設笹川診療所特別会計補正予算(第一号)

昭和四十七年度朝日町国民健康保険診療施設境診療所特別会計補正予算(第一号)

昭和四十七年度朝日町簡易水道特別会計補正予算(第二号)

昭和四十七年度朝日町立泊病院事業会計補正予算(第二号)

朝日町議会の議員等の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件

朝日町議員の報酬を改正するもの

朝日町長 助役 収入役の給料及びその他の給与支給条例一部改正の件

町長 助役 収入役の給料を改正するもの

朝日町教育委員会教育長の給与等

に関する条例一部改正の件

教育長の給料を改正するもの

朝日町の職員の給与に関する条例一部改正の件

人事院勧告により職員の給与を改正するもの

朝日町の職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件

病院職員等の特殊勤務手当を改正するもの

朝日町総合計画審議会条例制定の件

朝日町の町勢の総合的かつ基本的な計画策定に關し、町長の諮問に應じ調査及び審議を行なうために朝日町総合計画審議会を置くもの

県営土地改良事業分担金徴収条例制定の件

新川地区広域営農団地農道整備事業(スーパードライ)等県営土地改良事業に要する費用の一部を負担する受益分担金を徴収することを定めたもの

朝日町老人医療費の助成に関する条例一部改正の件

法の改正により条例中の字句を改めるもの

新川地区広域営農団地農道整備事業に要する費用の一部負担の件

新川地区広域営農団地農道整備に要する費用の一部を負担するもの

朝日町立鏡小学校大平冬期一時分校設置に関する件

朝日町固定資産評価審査委員会の委員を選任するため同意を求め

月山 農業 西村龍三氏を新委員に選任することに同意。 一般会計補正予算(第四号)

一三、八八八、〇〇〇円 補正特別会計補正予算(第一号第一号)

三、七二二、〇〇〇円補正 泊病院事業会計補正予算(第二号)

四〇、九七九、〇〇〇円補正 今回の補正は人事院勧告による職員の給与改定及び中学校敷地購入費が主で、外に事務に係る経費及び事業の遂行上一部やむなきにたつたものであり。

一般会計予算総額

一、二七六、五〇五、〇〇〇円 特別会計

一九三、九四四、〇〇〇円 泊病院事業会計

四二〇、八二二、〇〇〇円 となりました。

町営工事入札状況

百万円以上の工事

九月十一日の集中豪雨により被害をうけた箇所の復旧工事と、道路改良工事百万円以上の工事入札はつぎのとおりです。

一、神向農地、大坪用水災害復旧工事(笹川)

工事費 百十五万円 農地 一〇アール 水路 五四米

工期 十二月一日と昭和四十八年三月十日

二、松ノ木、大坪用水災害復旧工事(笹川)

工事費 二百十六万円 延長 百三十三米

工期 十二月一日と昭和四十八年三月十日

三、大坪、松ノ木用水(西)災害復旧工事(笹川)

工事費 二百七十三万二千元 延長 百五十三米

工期 十二月一日と昭和四十八年三月十日

四、大坪用排水路災害復旧工事(笹川)

工事費 百九十七万六千元 延長 百六十一米

工期 十二月一日と昭和四十八年三月十日

五、窪畑農地災害復旧工事(笹川)

工事費 二百七十七万円 農地 三十五アール

工期 十二月一日と昭和四十八年三月十日

六、宮崎用水、元屋敷農地災害復旧工事(南)

工事費 二百九十三万円 用水 七十米 農地 七十二アール

工期 十二月一日と昭和四十八年三月十日

七、宮崎用水、元屋敷農地災害復旧工事(北)

工事費 六百六十五万円 用水 二百四十八米 農地 十五アール

工期 十二月一日と昭和四十八年三月十日

八、宮崎杉名地用排水路、明石農地災害復旧工事

工事費 二百二十一万一千円 用水 四十六米 農地 四十二アール

工期 十二月一日と昭和四十八年三月十日

九、下横尾用水農地災害復旧工事

工事費 二百三十六万六千元 用水 三百六十米 農地 五アール

工期 十二月一日と昭和四十八年三月十日

(一般工事)

十、町道大屋海岸線改良工事

工事費 三百三十万円 巾員 五・二米 延長 百七十七・五米

工期 十二月一日と昭和四十八年三月十日

十一、町道町南保改良工事

工事費 三百三十万円 巾員 六・五米 延長 九十七米

工期 十二月五日と昭和四十八年三月二十日

十二、町道、下山新、殿町線改良工事

工事費 八百六十万円 巾員 七米 延長 三百九十五米

工期 十二月十一日と昭和四十八年三月二十日

十三、都市計画街路泊環状線改良工事

工事費 五百六十五万円 巾員 十二米 延長 百三十五・九米 工期 十二月十五日と昭和四十八年三月二十日

新春放談 朝日町の文化財を語る

出席者
朝日町文化財調査委員長
調査委員

朝日町教委教係長
広報編集委員
広報編集副委員長
広報編集事務局
朝日町文化財調査委員
広報編集委員長

野島二平 森菅達 大菅一 竹内俊男 谷口文尾 長津篤要 折谷為芳 清原善治 間部善治 兵部俊春 林和夫 九里道守

朝日町は文化財の宝庫

下山新馬坂遺跡

縄文時代の貴重な資料が多量出土

九里 昭和四十八年の新しい年を迎えまして、まことにめでたうございます。本日は新春にふさわしい朝日町の、私たちの先祖が残してくれた、いろいろな文化財を語り合って、そして町民のみながたに、ご理解を願い、将来の朝日町の文化財を愛護してゆくといいことで、みなさんにお集まりをいたゞき、本日の座談会を開いたわけでありませう。

早速ですが、朝日町は昔から文化財の宝庫といわれ、ことに埋蔵文化財の宝庫ともいわれておりまして、宮崎の浜山玉造り遺跡、下山新の縄文時代の遺跡が、すでに発掘調査を進められて報告書もできておりますが、竹内先生お話を願いたいと思ひます。

竹内 埋蔵文化財発掘事業の経過については、折谷さんから先に、話をしていたゞいたほうが、よさそうですね。折谷 浜山の遺跡については、昭和四十二年から二カ年にわたって、竹内先生が中心になって、発掘調査をやりまして、ご承知のように非常に学術的な価値のある遺跡として評価されまして、昨年の九月・県の文化財として指定され、これからいよいよ本格的なその保存顕彰活動に入っていくことになると思ひますが、四十七年度は、大家庄地区の基盤整備事業が進められることになり、それでさしあたり、下山新の遺跡を県の事業として、約二カ月間にわたって発掘調査をしていただきました。

新聞等でご承知のように縄文時代の貴重な資料がたくさん出ております。それからもうひとつの発掘事業として、笹川の三峰地内の水坪(三峰)遺跡の発掘ですけれども、これは峰越林道が建設されることになったために、その林道にかゝる部分の発掘調査を、昨年の十月にこれも県の事業として、一応林道にかゝる部分の調査を終っております。

浜山玉造り遺跡

九里 今ほど、担当の折谷さんからお話がありました。実際の発掘に手をつけておられました竹内先生どうぞ。

竹内 埋蔵文化財は、今から約数万年前からの人間の歴史を明らかにするひとつの文化遺産の追求でございます。まして、浜山遺跡発掘で判ったことは、現在のところ朝日町の埋蔵文化財の中では、日本の文化を左右する重要な遺跡が、所在するといふことが、ほぼ推測されるわけです。これは浜山が日本の古代における、まが玉の製作所として日本で最初に発見され、現在のところ浜山しかないという、まず朝日町として非常に大事なことでありと思ひます。

間部 一つは、柳田の天香寺の裏の方で、古墳らしいものが発見されたようでしたが、あれはどうなつたのですか。

竹内 ええ、一応柳田に古墳があるようでございますが、これはまだ明確にやっておりますが、今後圃場整備事業をとおして、これが明確になってくると思ひます。

間部 いつだったか、大家庄における東大寺荘園の調査も、やつたらしいことも聞きましたが、入善のじようべのま遺跡と何か関連があるようですか。

竹内 奈良平安末期の問題につきましては、現在のところ入善のじようべのまが、大体九世紀、つまり平安初期からという問題に限定されてきつたわけですが、それに先立つ遺跡として、大屋遺跡が存在するわけで、これが東大寺の荘園を明確にする問題ではないかと思ひます。

その他、歴史遺跡につきましては、井ノ口城とか、或は宮崎城の発掘調査というのは、今後の問題かと思ひます。

九里 埋蔵文化財と現代における朝日町とのつながりといったことがなにかないものでしょうか。

竹内 そうですね。だいたい朝日町に住んだ縄文人というのは、あまり遠くへ行かないで、隣の部落の縄文人との接触の中で、お互に文化を高めながら、生活を維持していったと思ひますが、今から数万年前に住んだ縄文時代のわずかの血でも、やはり朝日町に残している人たちがいるんじゃないかといふことと同時に、これが大きい。えは、現日本人の血の中に脈打って流れているということも考えられるわけです。

今日、自然を保護し自然に親しむという今日的な課題からいいますと、やはり縄文人が自然をおい活用にた事をもう一度振り返って、われわれは朝日町の自然というものを直視してゆかなければならないと思ひます。

間部 われわれの体の中に、縄文時代の血が脈うって流れているわけですか(笑)。

竹内 そういふわけですね。

九里 そこで朝日町のビジョンといったようなものの中で、朝日町は文化財というものと、朝日町の将来というものを切りはなして、将来の発展がないといったようなことが、考えられますが、そこで現在高速道路ができる中で、埋蔵文化財というものと非常に関係ができてきますが、その時この大事な埋蔵文化財を生かしてゆくためにはどういふふうな施策が必要であるかといったような問題、将来の展望として、朝日町の埋蔵文化財をいかようにして、発掘調査を進めそして町のビジョンに合わせていくか、といったような問題を、話してもらいたいと思ひます。

面として遺跡公園の造成

竹内 朝日町の埋蔵文化財遺跡といふのは、どうしても守るべきで、浜山のように県指定にして一応点でも押さえ、それから線でおさえ、面でおさえる、要は発掘調査をしたある遺跡地点が点でありそれからその拡大の範囲で、例えば下山新と柳田を結び、或は柳田と三峰を結び、そしてもうひと

つは、点と点を結んだ線じゃなく
て、きわめて、重要な所は結局面
としてとらえてゆかなければなら
ない。

而というのには、やはり遺跡公園
というふうな構想、朝日町では、
もうすでに城山が一種の遺跡公園
です。あ、いうものをいくつか造
ることによって、高速自動車道路
も、それを避けて通らなければな
らないところへくるんじゃないか
と思います。それによって、ひと
つの保存が行なわれるというふう
に思います。

九里 それでは話を交えて、朝
日町には、国指定の天然記念物鹿
島樹叢がありますが、今日公害の
中で、どうか原生林の姿をその
ままに残していますが、朝日町の
誇る緑豊かな自然の保存というこ
とについて、長津先生どうぞ。

朝日町の自然を大切に 鹿島樹叢と八千堂沢

高速道路の建設と 文化財の保護

長津 私は埋蔵文化財を、広く解釈
しているのですが、例えば我々の
わからない分野に、いろいろなもの
があります。こういったものを
をませて、私は埋蔵と考えている
わけです。それで鹿島樹叢をはじめ
朝日町には、実に自然の分野で
誇るべきものがあり、緑が失なわ
れてゆく中で、あ、いう所だけで
も残しておくなければならぬ、
と同時に、町内には、あれに類す
るようなものが、いくつもあるわ
けです。これも同時に、保存に力

を注がなければならぬ。
たとえ八千堂沢について考
えて見ても、あそこはゆう出地
帯であり、そこにとけ魚がいる。
この前も調査に行きましたが、井
ノ口はもはや、原始的な要素は示
していないわけですが、八千堂沢
のほうには、山ろく帯の植物が豊富
にあつて、そこへ平地の植物が浸
入しているという要素をもってい
るわけです。

九里 自然の保護という立場から、
町民として協力できる面について
ひとつ。
長津 ええ、ですから、個人のとこ
ろにある一本一本の木については
これは当然残していたまかなけれ
ばならないし、広い意味の緑地帯
をもり一度見直して、或は特に専
門家を入れて、調査するべきもの
は調査しなければならぬし、自
然現象で枯れる原因も、いろいろ
考えて見なければならぬ。
木はやっぱり寿命があるわけ
で自然をそのまま、おくとすること
人為的に手入れをするということ
の問題、もうひとつは、高山性
の植物が、ずっと下まで、さがつ
ております。だからめずらしいも
のがだいぶあるわけ、そういう
ような意味で、特に自然保護が不
可欠のものであるということがい
えます。

九里 この文化財愛護という考え
方と、今ほど長津先生がおっしゃ
つた、自然保護という問題、特に列
島改造論の中に、この問題が、非
常に大きなものとして、浮かび上
ってきたわけですが、専門的な立

場として、森先生、この朝日町の
自然といったことについてひとこ
と。
森 さきほど高速道路の話がまし
たか、この朝日町は飛弾山脈の西



北側をしめており、どうしてもこ
の飛弾山脈をつぎぬかなければ、
糸魚川へ行けないんですよ。そう
いうことを考えますと、城山はあ
たらぬですね。

それから平野については、八千
堂沢ですが、あの平野は洪積平野
です。これは少なくとも百万年た
つている平野で、その末端にゆう
水地帯があるのは、八千堂沢の森
林ですよ。ですからあれに手を入
れると、地下水がだいいちだめに
なつて、飲料水にと欠くし、或
はまた生物が絶滅するのではない
かと思ひます。それからあそこ
には、とみやがいろいろらしいです。
この辺ではあそこ舟川だけだ
といわれています。ですから、あ
いうところの自然を、ぜひとも残
さなければならぬもの、だとい
うことを考えております。

九里 国土地開発、この地域社会の構
造改善の中で、減びゆく野山の信
仰対象といえますか、この野山め
くりを「あさひ」が取り上げて、
昨年四月からシリーズものでや
つたわけですが、これは文化財とし
て、充分価値のあるものも多いん
じゃないかと思ひますが。

九里 国土地開発、この地域社会の構
造改善の中で、減びゆく野山の信
仰対象といえますか、この野山め
くりを「あさひ」が取り上げて、
昨年四月からシリーズものでや
つたわけですが、これは文化財とし
て、充分価値のあるものも多いん
じゃないかと思ひますが。

山野の石仏の保護

間部 話題をとばして申しわけあり
ませんが、昨年は広報の表題写真
として、石仏をとり上げました
あの目的は大体朝日町に散在する
石仏を、風物的な立場でながめ、
合わせて文化財発掘というよう
な面からやってきましたが、まあ石
仏ばかりではなく、それに準ずる
ようなものでも、なにか文化財に
指定するものがないか、そういう
点でひとつ皆さんの話をうかが
いたい。

九里 国土地開発、この地域社会の構
造改善の中で、減びゆく野山の信
仰対象といえますか、この野山め
くりを「あさひ」が取り上げて、
昨年四月からシリーズものでや
つたわけですが、これは文化財とし
て、充分価値のあるものも多いん
じゃないかと思ひますが。

森 まあ指定するかしないかは別
として、やっぱり文化財ですから、
整理して専門家にみてもらうとい
うようなところまで、いきたく
ですね。

文化財指定の姿勢

祖先の生命が注ぎ込まれた
もの

九里 やっぱりもう少し突っ込んだ
調査が必要であると思ひます
ね。
竹内 朝日町における文化財の指定
についてですが、大きくいえば朝
日町としての文化財というよりは日
本を代表する文化財があれば、こ
れはやっぱり指定する必要がある
と思ひます。と同時にもうひとつ
は、土着の民芸、あるいは土着の
美術ですね。要するに朝日町でな
ければ生きてゆかない、ひとつの
生命が注ぎ込まれるもの、これが
一番大切ですよ。
森 私は何度もいいますけど、姪谷
紙の保存をやつていかなければと
思ひます。このま、だとあれば減
びてしまいますよ。
谷口 大体僕はね、文化財を指定す
るということについて、たとえば
美術品でも、朝日町の歴史の資料
的なものだったら、これはたいし
た芸術品でなくても指定すべき
であると思ひます。
竹内 調査委員会の指定を利用され
ないようにするべきだということ
ですね。
九里 今ほどの谷口先生のお話のご
とく、朝日町の文化財というもの
を見る姿勢ですね。それはやっぱ

り町民のみなさんにも、充分ご理解願いたいわけで金にまかせて、移入してきたようなものは、あながち文化財として指定しかねるということですね。

竹内 そういう点で、たとえば清原為芳さんが清水寺の仏像の願文を発見されたという、こういうものこそ我々は、朝日町の文化財として、とらえてゆく必要があるものであって、単にお墨つきをもちろんといったような考えは、排除しなければならぬと思う。

森 たとえば、清水寺に俳句の額がありますよ。あれは朝日町の人が多いんですから、あ、そういうものは指定すべきですよ。

谷口 あくまで朝日町の体質というものに、根ざしたものに重点をおくということですね。

森 美術工芸のほうで、神社の彫刻ですが、これは鹿島神社の北村四海の作とか、南保の越の寺の平坂芳文の作あ、いろいろの将来指定する必要があると思います。

間部 石仏の話に、話を戻しますが石仏シリーズを特集した関係で、特に清原さんに非常に苦労していたので、方々まわっていたので、さらに清原さん自身も、個人的に仏像の研究をやっておられるようですが、何か特殊なものがありませんでしたか？

清原 そうですね。一番変わったというものは、境の護国寺にある月待供養塔ですね。これに年号と清芳という銘が入っておりまして、泊の舟見石材屋さんが代々清がついているので、あそこじやな

いかと思つて調べたんだけれども違うし、それで護国寺の過去帳を見たところ、偶然護国寺の住職で第九世の方が清芳というんですね。それで自分でも石仏を手がけたらしく、住職が彫ったという、そういうゆめずらしいものでした。

間部 あの大きい如意輪観音ですか。

清原 ええ、そうなんです。そういう特殊なものがありました。

間部 私もいつしよに廻りましたが石仏以外にも、変わったものがありましたね。

清原 はい。石仏を含めて、大きく石像遺品ということから見て見ま

して、だいぶ考え方を違えなければいかならうというふうなこともありますね。というのは、方尖塔と今までいわれていたもの。あれなんかも、笹川にいくつかありますし、各地の墓地にもありますから、指定する際にも少し研究する余地があったのではないかと、いうことを感じました。

九里 まあ堀り出し物がでてきたということですよ。今度のシリーズで。

清原 え、その他に、たとえば「あさひ」の十二月号に加藤謙二郎のことがのりりましたが、石仏にいろいろと地域の歴史や、個人的な家の歴史が刻まれているということが一番感じられたことじやないかと思ひます。

文化財の指定と保護管理
必要な予算措置

九里 それでは、今度は朝日町

文化財の保護管理という問題につきまして、委員長の野島先生からひとつ。

野島 文化財のほうは、ここ一兩年時間的な問題もあつて、埋蔵文化財を重点的にやつてまいりましたけれども、十年間のこの文化財調査委員会のやつた仕事を、この実績をふまえて振り返りますと、国

単位のものとしては、鹿島樹叢、これは一応、保管の件は充分にできています。それから宮崎城跡について

は、まあ大体的にはいいのではないかと、同じく県指定になっておりまして、一里塚のことについては、このまゝでいいのじやないかと、同じく県指定の玉造りについても、ほ

ゞできていますのじやないかと思ひます。

そこで町段階のものなんですけれども、町として第一号に指定しました御輪旨ですが、これは古文書としてではなく、民俗資料としては非常に価値があるということ

で指定してきたんです。ところが保管者が舟見に移住しているのこの点はひとつご検討を願わねばならないんじゃないかということ

です。

それからいまひとつ、文部省の伊東博士が来られて、この博士は民家の方の主任であります。この方が本町の川上さんの家を国の文化財指定の価値があるんだと云つていかれたんですが、まあこれ

がいろいろの事情で写真を撮ることすらできない状態なんです。これはやつぱり町民のみなさんの理解を充分得ていない事情もあるん

でしよう。せめて写真程度は撮らせていたゞきたいと思ひますが、こういうことを私は保存管理のこ

とで感じております。

九里 今野島先生から管理の話がで

ました。が実は境地区のバイパス線のことなんです。山側の一里塚は

恐らくやられるでしょう。境地区の人たちは、どうしてもバイパスがほしいわけですが、両側にあつてこそ一里塚であつてですね。山

側のやつをけずられる恐れがでてきているので困つています。

間部 関所の下の御亭も影響がある

九里 ええそうですね。

九里 私もこの間、境へ行つたついでに見てきたわけなんです。が、あのお宮の東側の金剛川ですね、あ

こにやはり縄文の遺跡があるんですよ。それで、それを打つてあるところの周辺には、もうすでに炬ぶ

ちの石がでていります。

九里 まあ文化財の管理ということ

についてそういう問題にいまぶつ

かつておるわけですね。少なくとも境地区においては。

大管 文化財の指定についてひと

と。たとえばひとつの美術工芸品でも個人のものと、公のものとなるわけなんです。個人の物は、

一家の盛衰によつて移動しやすいわけ、ところがお寺やお宮の物は、案外動かないで、長らくその土地の人の信仰と結びついて保存

棚山焼と宮崎焼

窯跡と完成品の保存

大管 それから焼物の話ですが、宮崎焼とか、棚山焼きといったものは、相当の量が造られているはず

です。棚山焼きなんか、相当棚山部落あたりに、持っている人が

おられると思ひます。それにこの窯跡もあるらしいので、これも本格的に調べなくちゃならない

思ひます。

森 早急にやらんとだめですね。と

いうのは、棚山はもう二軒になつてしまつたんですからね。

清原 棚山の窯ですけど、どこかの

高校生が、棚山焼きらしい窯跡を見たというので、その破片じやないかと、おりに二箱ほど、拾つて

いったということですが。

はずです。あの人の家の田んぼで
すから。それから最近になって、
林道抜いたために、一応私と折
谷隆一さんと二人で集めたんで、
それらについて折谷隆一さんが、
一切持っておられます。

大昔 話は後戻りしますが、先ほど
民家の話ができましたが、我々が今
座談会をやっているこの場所、つ
まり御殿ですが、これは文化財に
指定する価値があると思います
が。

九里 町役場の庁舎の一部として、
ちょっと面倒な問題があるよう
すが。

大昔 この御殿とそれから、あそこ
にある育英小学校ですね。

竹内 それでこれを作った人の名前
はわかるわけですか。

大昔 わかります。全部、これに関
する資料が箱にいっぱいありま
す。

竹内 それだけあれば、やはり指定
すべきです。

森 それは使用の用途の問題で指定
が、保留されているのではないで
すか。

野島 九里先生はもうすでにご存知
だと思えますが、今から十八年程
前に、この問題が取り上げられて
小学校の建築様式の問題と、こ
が行在所並びに十村代官所の、面
影を残しているというので、当時
の本村町長さんに、これを申し入
れたんです。ところが、いろんな
財政上の問題があって、しばらく
指定を延期してくださいというこ
とで、そのまゝになってい
るんです。当時の条例は、指定しなけれ

ばならない、じゃなくて、指定す
ることができると、こういうこと
になっておりますから、お含みお
き願いたいと思います。

大昔 それからもうひとつ、たとえ
ば北陸宮のお墓あるいは宮崎太郎
の供養塔など、観光もあるけど
それ以外に精神的なものも必要と
思います。造ったら一年にいつべ
ん位、ご命日あたりに、おまつり
ぐらいのことはやりたいと思いま
すね。

森 いや、その話についてはね、毎
年例祭を行なうと、いうようなこ
とまで、話し合っておったわけ
ですがね。

清原 文化財のモデル地区として、
今年二年目に入るんですが、過
去にもいろいろと埋蔵文化財や、
その他のいろんな多くの文化財が
破壊されたり、また、されつつあ
るものもあります。この点に
ついて委員長さんとして、文化財
調査委員会は、どういう考えをも
っておられますか。

南保城跡 がすでにこわれてしま
った、それから殿町の五輪遺跡も
なくなりました。その他いく
つか、もうそういう問題が出てき
ていますね。

野島 藤条教育長さんが、町史のこ
とをおっしゃった時に、私たちが
町史も結構ですが、実はこの文化
財の管理保存という問題が非常に
重要である。指定をした後は、放
置のような感じになっている。そ
れからまだ未指定のもので、重要

なものがあり、だんだんと破壊さ
れてゆく。そこでなんとかひとつ
対策をとるということで、簡単なもの
は写真を撮って残すこと、できう
るならば予算を見ていただくた
い。町史編さんということから合
わせて、少なくとも、三十万円を
新年度に何とかみていただけま
せんかと、まあこういうふうにお
願ひしております。

文化財と観光

必要な郷土博物館の建設

九里 ではこんどは、朝日町は恵ま
れた文化財を包含しておるの中
で、朝日町の観光というものを、
どういうふうにしていったらいい
か、といったようなことについて
お話しを願えませんか。

長津 まず自然関係からひとこと、
朝日町は観光というと、今まで広
く白馬や親不知まで含んだ観光を
云々していますが、朝日町として
どこまで考えなきゃならんかとい
うことです。観光を開発すれば、
自然が破壊されることはきまっ
ております。これをどのように調整
するかというところに、問題があ
ると考えます。

大昔 境の関所ですが、標識ばかり
あってもだめで、やはり郷土博物
館みたいなものを作って、そこに
関所の模型を作って、一般の人に
見せるといった、構想も必要だと
思うんです。それから境のことで
もうひとつ考えていることは、加
賀の千代尼が境に来て、長期間滞
在しており、その時作った俳句も
境にいくつが残っているはずで、

その代表句何か出して、句碑を
作るというふうな、顕彰的な行事
を行なうということが、とりもな
おさず、観光と結びつくと思うの
です。

民芸、民俗芸能の保存

史跡公園の建設

竹内 まあ、それでね。観光とい
うのは、端的に云えば、朝日町以
外の人が来て、金を落してくるこ
とが、観光のひとつの方便なん
です。そこでね、それは非常に必
要なことだけど、と同時にそこには
朝日町というものを、見ていた
かなければならないという、ひと
つの大きな名題が存在するわけ
です。そこで朝日町の観光の基本
というのは、あるものを観光化す
ることが一番大切だということ
になります。存在する、朝日町
から動かせないものを観光化する
ということが一番大事であり、こ
れが永久に観光化できるものであ
ると思います。たとえば、ひとつ
のセットとして、ものを考えてい
くわけで、先ず、朝日町でなけれ
ばならないひとつの自然、それか
ら朝日町が持つ特質的な埋蔵文化
財、朝日町が持つ民俗芸能、朝日
町が持つ民芸顕彰、こういうこと
がひとつの観光資源になるのであ
ると思うんです。

折谷 去年やったような史跡めぐり
だとか、あるいは文化財めぐりと
いったような、町の心のふるさと
といったようなものをたずねなが
ら、町民の皆さんが、いこいを求
めたり価値を求めたりする。これ

がいちばん大事な基本として、考
えなければならぬと思うし、いく
つかのコースを設定して、歴史を
たずねるふるさとと道だとか、そ
ういうものを設定して、それを、
みんながハイキング、歩こう会、
遠足にも用いられたり、郷土学習
をしたりしながら、郷土を見つめ
あるいは自然に親しむというよう
なこと、これがいちばん大切では
ないかと思えます。

九里 どうもいろいろと結構なご意
見を発表していただきましてま
ことに有難うございました。ま
あ朝日町の発展という問題と、考
え合わせまして文化財というもの
は、不可分の関係にあるというこ
とは、これはもう期せずして一致
したことでございますが、しかし
地域社会の開発というものと、郷
土の自然がそこなわれてゆくとい
うことは、まことに残念なこと
でございますが、なんとかしてひ
どつ町民のみなさんの良識のも
とに、この文化財というものを、も
う一度見直していただいて、そし
てできる範囲において、文化財の
愛護という問題をふまえて、朝日
町の文化財をいま一段と、開発し
ていくことが、必要じゃないかと
思うわけです。

これをもってこの座談会を閉じ
ることにいたします。

文化財は、私たち祖先の
大きな遺産です。
町民みんな
愛護しましょう。

災害復旧など続々完工

◇林道城山線◇

◇峯越林道第1期工事◇



本年九月に被害をうけました林道城山線(宮崎地内国道八号線より城山へ至る林道)は契約工期十一月二十五日に工事が完成しました。
〔写真は復旧完成した城山林道〕



棚山より羽入に至る峯越林道、棚山線は、四十七年度事業分延長七五六米、巾員三・六米で、この程完成しました。この線の開通により将来未開林野の開発に期待されるもの大なるものがあります。
〔下段右の写真は開通した峯越林道：第一期工事〕

冬期の交通安全

だれもが
交通事故を
望んではいません
一人一人が
交通安全に
心がけましょう

冬の道路は、凍結や積雪などで、危険がいっぱいです。自動車の制動距離は、通常の四倍から六倍が必要となり、見とおしも悪く、道路巾員もせまくなりがちです。
当事者だけでなく、その周囲の人や社会に、多大の損害を生じさせる交通事故は、なんとしても避けねばなりません。
冬はふだんより一層次のことに注意しましょう。

1. スピードの出し過ぎ、無理な追い越しは重大事故に直結します。
2. 除雪や積雪のため、見とおしがかない場所が増えるので除行、一時停止を励行しよう。
3. 急ブレーキ、急ハンドルなどは禁物、こんなことになる前に、ちょ

つと注意すればすむことです。
4. 車の点検整備の徹底、デフロスタ、ワイパーなどの故障が思わぬ事故を呼びます。
スノータイヤでも、チェーンは忘れずに備えつけましょう。

5. 歩行者は夜間など、運転車が自分に気づいていると思っても、運転者は案外気づいていないものです。懐中電灯、夜光テープなどを有効に使いましょう。

6. 飲酒の機会が多いときです。酒酔い運転は悪質な運転のひとつです。運転者だけでなく、周囲の人にも、「乗るなら飲むな、飲むなら乗るな」、を合い言葉に、飲酒運転の絶滅を進めましょう。
交通取り締まりから

○ 原動機付自転車、強制保険に加入せず運転されています。最近目たつてこの違反が多くなっているため、原動機付自転車は必ず、強制保険に加入して乗りましょう。

○ 自動車で繁華街へ買物などに来たときは、必ず駐車場へ駐車させましょう。あなたの違法駐車が、交通事故の原因を作っているかも知れません。

老人の

交通事故を なくするために

老人の交通事故激増から、お年寄りの方々に交通ルールを身につけてもらおうと、十二月十九日福祉センター老人憩室において、入善警察署津田交通課長並びに布施主幹を講師

に、お年寄りの方々七〇人余が参加して交通ルールの講習会を開きました。この中で、「街の中は速度制限が三十軒にもかかわらず猛スピードで走る自動車があり危険である。特に若い者が多い」、「商店街での不法駐車が最近多くなり、我々老人の歩行や横断が危険である」等、取り締まりの強化がうたえられ、また夜間の自転車にのって自動車とすれちがう際、自動車のライトが目くらみ危険であるので、運転者に指導をねがいたい等、ドライバーに対し多くの要望がありました。また恐ろしい交通事故にあわないために今後は各クラブ毎に交通安全講習会を開き悲惨な交通事故防止に立ちあがろうと約束し合って散会しました。

裁判所だより

遺言のはなし

—身近な法律—

◇家庭裁判所◇

遺言は、法律に定められた方式を備えた書類でなければなりません。それは、遺言者の死後になって、ほんとうの気持ちから遺言がなされたかどうか、またその内容をめぐって争いが起きることを防ぐためなのです。

遺言の内容については子の認知、後見人の指定、相続人の廃除などがあります。一番多く利用されるのは死後の遺産の処分方法です。遺言をするには、自筆証書、公正証書、秘密証書の三つの方法があり

ます。
自筆証書による遺言は、遺言者が自分で遺言書の全文、日付、氏名を書き、これに印を押して作るものです。この方式は、自分だけで遺言書を作成できる簡単さがあります。

次に公正証書による遺言は、遺言者が証人二人以上(相続人やその配偶者等はなれません)の面前で、遺言の内容を公証人に述べて作成してもらう方法です。この方法は、手間や費用がかかりますが、公証人が遺言の作成に関係しますので、内容について争いが起きたり、無効になったりする危険が少なく、また遺言書を公証人役場で保管するので、紛失や変造のおそれがありません。

また、秘密証書による遺言は、遺言者が遺言書を作成して署名押印したりえ、封筒に入れ遺言書に押印した印で封印します。これを公正証書による遺言のときと同様二人以上の証人と公証人の前に提出し、自分の遺言書であることを証明してもらうのです。

こうして作成された遺言書は、公正証書による遺言書を除き、保管者は、本人の死後すみやかに家庭裁判所に提出して「検認」を受けなければなりません。この「検認」は、遺言書の変造などを防ぐために設けられた手続きです。

遺言をするときは、家族の実情をよく考え、死後も家族がお互いに仲よく生活できるよう配慮したものです。また、相続人も遺言者の遺志を十分尊重するよう心がけてはなりません。

全国第四位に入賞 第一回 全国障害者 技能競技大会

技能競技大会 洋服部門 鍋島信一君

去る十一月十八日、十九日の二日間、東京中央技能センターにおいて、皇太子殿下、同妃殿下ご臨席の下、第一回全国障害者技能競技大会が開かれ、これに富山県代表として、出場した朝日町荒川、テトラ一オカザキ勤務の、鍋島信一君(二〇才)が見事全国第四位に入賞しました。

なお、この大会はいろいろな部門に分かれ、鍋島君は出場者中の最年少でこの栄冠を勝ち得たものです。写真はその賞状とメダル。



国民年金

成人になった方は 国民年金に加入を

成人になると、ひとりの社会人として、選挙権をはじめ、いろいろな権利を行使できるようになりますが同時にいろいろな義務も生じます。なかでも、社会保険制度に加入することは、一番大切な義務の一つといえます。

国民年金は、若い働けるうちに老後の生活や万一の事故に備えるため設けられたものです。二十歳以上の日本人で、厚生年金や各種共済組合、船員保険などに加入していない方は、必ず加入しなければならぬことになっています。

せつかく、私たちのためにつくられた年金制度ですから、晴れて成人となった記念すべき年に、将来を考えて国民年金に加入しましょう。

障害年金を 受けられる条件

障害年金はつぎの一・二の条件のうちいずれかに該当する人が、はじめて医者にかかった日から三年たった日、または三年以内になおり症状が固定した日(療疾認定日といいますが)に法律で定めた療疾の状態になったばあいに支給されます。

1. 加入期間中に初診日があるときは療疾認定日までに、つぎのいずれかに該当すること。

- ① 療疾認定日の直前の一年間は、すべて保険料を納めていること。
- ② 療疾認定日の直前の三年間が保険料を納めた期間と保険料免除期間で満たされていること。

- ③ 十五年以上保険料を納めている期間があること。
- ④ 五年以上保険料を納めた期間があり、しかも、その期間が加入期間から保険料免除期間を除いた期間の三分の二以上あること。
- ⑤ 老令年金の資格期間を満たしていること。

2. 国民年金の加入者でなくなつてからのばあいは、老令年金の資格期間を満たしており六十五才未満であること。

年金額

- 一級障害年金額 一三二、〇〇〇円
- 二級障害年金額 一〇五、六〇〇円
- 3. 障害福祉年金について 支給をうける条件

① 二十才前から重い療疾の状態(一級障害年金に相当)にあるか、国民年金が充足した昭和三十六年四月一日前から重い療疾の状態にあったとき。

② 国民年金に加入して一年未満であり、保険料を滞納していないか、免除期間を除いた加入期間が五年以上あり、その三分の二以上が保険料を納めた期間であること。

③ 明治四十四年四月一日以前に生まれて七十才までに重い障害にかかったとき。

年金額 六〇、〇〇〇円(月額五、〇〇〇円)

申請手続きについては医師の診断書が必要です。用紙は役場国民年金係で貰って下さい。

一級障害年金の例

- ① 両眼の視力の和が〇、〇四以下のもの(メガネをかけてもほとんど見えない人)

② 両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの(耳がまったく聞こえない人)

③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの(シャツの着脱ができなかつたり、くつ下をはけないなど日常生活の用を弁ずるに不能なこと)

④ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を残すもの(指がないか、あつてもないと同様の状態のもの)

⑤ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの(松葉杖などの補装具を使われないと歩けないという状態)

⑥ 身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とするもの(食事、用便、入浴等の日常生活で常に他人の介護を必要とする状態)

⑦ 精神の障害があつて、以上の療疾の状態と同じ程度の療疾の状態であるもの

⑧ 身体の機能の障害、病状または精神の障害が重複する場合であつて、その状態が以上の療疾の状態と同じ程度の療疾の状態であるもの

二級障害年金の例

- ① 両眼の視力の和が〇、〇五以上〇、〇八以下のもの(メガネをかけてもぼんやりとしか見えない人)
- ② 両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの(ほとんど聞こえない程度のもの)
- ③ 音声や言語機能に著しい障害を残すもの(ことがしゃべれない状態)
- ④ 両上肢のすべての指のないものや、指の機能に著しい障害を有するもの(片手の指がすべてないか、あつてもほとんどない)

同じような状態) ⑤ 一下肢の障害を有する(松葉杖など使わなければ歩くことが困難な状態)

⑥ 身体の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの(からだ全体が歪曲したり、重度の障害のため歩くことができない状態)

⑦ 身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とするもの(食事、用便、入浴等の日常生活が著しい制限をうけて、時に応じて他人の介護を必要とする状態)

⑧ 精神の障害があつて、以上の療疾の状態と同じ程度の療疾の状態であるもの

第三日曜日は 家庭の日

家族みんなで話しあい 力を出しあい 楽しみあひましよう

自転車の二人乗り 無灯火を なくしましょう

おとなも子どもも 交通ルールを守り みんなで 注意しあひましよう

青少年を守るに家ぐるみ町ぐるみ

青年のグループサークル活動

精力善用
自他共栄を理想に
— 柔道クラブ —
(泊 武道協会)

大会においても各国の隆盛の様子がかげえ、今や日本だけの柔道ではなく、世界のスポーツとして広く愛好者を増やしつゝあります。

柔道の理想とするところは「精力善用」「自他共栄」の二つで、他のスポーツ以上に道を尊ぶもので、強くなることもさることながら、柔道修業の過程において生まれるスポーツ魂と人格が最も大切であるといわれ、いわゆる心身両面の修養を目的とした自己完成と、共存共栄に役立つ修身と体育と武術を合わせた三部修養原理を追求するもので、青少年育成のスポーツとして最も有意義なものとしてされている。

昭和四十二年、有志が集まって泊武道協会を設立し、以来朝日町においても多くの愛好者を得、今やスポーツ少年団柔道クラブ員を含めて会員は既に五十名を突破し、練習は週二回(月、木、夜七時三十分)九時三十分)、泊小学校講堂を練習場と



一月二十一日(日)午前九時半桜町公民館
種目 中学校団体戦、高校団体戦
地区対抗団体戦、中学生個人戦、有段者個人戦、無段者個人戦
▼第十七回町民スキー大会
二月四日(日)午前十時
三峰スキー場
種目 大回転、小学校五、六年男女、中学校男女、一般男女
中学校および一般の男子は一部、二部に分けて行ないます。

牛の歌

広川 親 義

ねまるあり草食むありて牧場の牛らいちように陽炎のなか
黒き牛起きあがるとき力みたる肉(しし)むら一瞬光放てり
近寄ればねまれる牛の物倦げにわずか目ひらきまた閉じにけり
搾乳器の蠕動にゆだね大き牛の乳搾られつ心地よげなる
牧場を離るるわれを喚ぼうがにいずれの牛かひと声啼きし

北日本歌壇選者 広報編集委員

して心身の練磨にはげんでおり、定期大会は年二回、少年、青年共旧下新川地区大会に出場し意気をあげております。

代表者 居波宏作(四段)
指導者 小杉 勇(二段)
中陳将夫(二段)
清水 満(二段)
△写真は柔道クラブの練習▽

体協だより

行事予定

▼第十四回町民柔道大会

泊バスケットボール 少年団誕生

スポーツ活動により少年の活動意欲を満足させ、自己形成の態度を養おうと、このほど泊小学校五、六年生児童を中心として泊バスケットボールスポーツ少年団が結成されました。

泊バスケットボールスポーツ少年団の結成は朝日町では、泊柔道、泊サッカー、朝日町水泳の各スポーツ少年団に続いて四団目で、毎日曜日泊バスケットボールクラブ員の熱心

な指導のもと、寒さにもめげず練習に励んでいます。
△写真は練習風景▽



税務だより

土地や建物を
売ったときの税金

魚津税務所

土地や建物を売った場合の利益を譲渡所得といい、これに対して所得税がかかります。この譲渡所得の税金は、土地問題の解決などのためにふつうの所得税とは別にして異なる方法で計算することになっていきます。

それで、その税金は、つぎのようになります。

一、譲渡の場合

譲渡所得は次の算式によって計算します。

譲渡所得 = (売値 + 譲渡費用) - 取得費 - 売った資産の購入代

郵便局だより

貯金通帳の
保管は完全に

このごろ、貯金通帳などが盗まれ、知らぬまに払いもどされている事件が多数発生しています。

郵便貯金は、全国どの郵便局でも払いもどしができますから、せっかくためた貯金を盗られないように、次のように注意しましょう。

◇通帳とはんこは別々に保管
貯金通帳とはんこが一緒に盗られるのが八割にものぼっています。

◇盗られたらすぐ郵便局へ
犯人はすぐに払いもどしているのに、被害者からすぐ届け出るものはほとんどありません。

◇戸締まりと心の備えも大切に
犯人は友人や親族など親しい間柄の者が五割もしています。
北陸郵政監警局
泊 郵便局

北電だより

降雪期の感電事故を
なくしましょう

○電線が切れてたれ下がっていると
○テレビのアンテナが折れて電線に
ふれているとき
○竹などが電線にふれているとき
こんなときは危険です。さわらず
にすぐ北電泊営業所へ連絡を、
(電話③〇〇二八番)

また雪おろしのときは、近くの電線に十分気をつけてください。

金や購入手数料などですが、それが譲渡価額の5%より少ない場合には、取得費をその譲渡価格の5%とすることが出来ます。

譲渡費用は、仲介手数料や測量費など資産を譲渡するために支出した費用で、貸家の譲渡に際して支払った立ちのき料も含まれます。

譲渡所得は、売った資産を持っていた期間によって、長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分し、異なる方法で税金を計算します。

長期譲渡所得とは、五年をこえる期間持っていた土地や建物を売った場合の譲渡所得のことをいいます。(短期は五年以下を云う)

(一)長期譲渡所得の税額の計算
長期譲渡所得の税額は次の算式によって計算します。

●譲渡

(譲渡所得) × 税率
特別控除額は、ふつう一〇〇万円ですが、譲渡の内容によって次のような特別控除があります。

イ、収用対象事業のために土地などを譲渡した場合、

一、二〇〇万円
ロ、日本住宅公団などが行なう土地画整理事業のために、土地などを譲渡した場合、
六〇〇万円

ハ、特定の民間住宅地造成事業などのために土地などを譲渡した場合、
三〇〇万円

ニ、農地保有の合理化などのために農地等を譲渡した場合、
一五〇万円

ホ、自分が住んでいる建物やその敷地を譲渡した場合、
一、〇〇〇万円

税率は、昭和四十七、四十八年に譲渡した場合は一五%、昭和四十九、五十年に譲渡した場合は二〇%です。

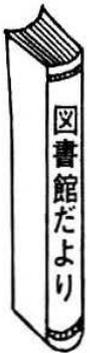
(二)、短期譲渡所得の税額の計算、短期譲渡所得の税額は、次の二つの方法で計算した金額のうち、どちらか高い方の金額となります。

(イ)、譲渡所得の四%相当額
(ロ)、譲渡所得をほかの所得と合算して通常の所得税の計算方法で算出した税額のうち、譲渡所得にかかると税額の一〇%相当額

なお、短期譲渡所得には、一〇〇万円の特別控除はありません。しかし、(一)のイからホまでの場合の特別控除は、短期譲渡所得からも差し引くことが出来ます。

◆今月の税金は◆

町県民税第四期分および、国民健康保険税第四期分です。忘れずに納めましょう。



●図書館は無料です
図書館はあなたの書斎です、気軽に利用しましょう。

●開館時間
午前八時三十分から午後五時まで
(日曜日は午前八時三十分から正午まで)

●休館日、毎週月曜日、国民の祝日
●見たい本、読みたい本は、どんな本でも、
町の図書館にない本でもついでに買えます。

新春漫筆

心のふさとを
とりもどそう

問部善治

ひところ、親子の断絶とか、核家族とかいうことが、しきりにマスコミで騒がれましたが、このごろあまり話題にのぼらなくなつたのは、すっかり社会に定着してしまつたせいでしょうか。

近ごろの街頭には、男女の識別困難な男性長髪族や、ちよつとかがめばお尻がまる見えで、視線のやり場に困るようなミニの氾らん、これもいつしか狎れてしまつた感。紋付羽織袴が既に民俗衣裳と呼ばれる今日ですが、懐古主義と嘲笑されようが、古いものにはいいものがたくさんあります。ことに新年を迎え、好むと好まざるとに拘らず、自動的に馬蹄を重ねるに至りましたが、まことに感懐に乏しい正月です。

このごろはどうでしょう、こんな草深い田舎でさえ、餅つきの際の音なんざあ録音しておきたいくらい稀少価値があがっているし、ひどいのは、お供え用の鏡餅が石膏や素焼になつて堂々と店頭に罷り出ているじゃありませんか、米が余りすぎて減反政策などが行なわれている今日、いやはや言葉もございませぬ。

また、このごろのおせち料理にしたって、その心、一家の主婦やおふくろが心をこめて作つてこそ、正月料理の味がするつもりで、デザートや食品部からセットで買って来て、いくらきれいに並べてみたって、身内の情が介在し

ないから、形式だけが華やかに盛り立てられているにしか過ぎません。

たとえ体裁が悪くとも、妻やおふくろが作った料理こそ素材であつてもほんとうの味がするつもりです。

ついでにもうひとつ、戦後の日本人に、台所革命をもたらした各種のインスタント食品こそそもそ家族断絶の元兇であると極言したいのです。

そこには妻やおふくろが作ったという直接的な「情」が介在せず、単に生理的空腹感を満たしてくれるだけのものではなくなり、さきほどのおせち料理のセットと全く同一で、つまるところ、こんなところの合理主義からくる「断絶」の要因が潜んでいるのじゃないですか。

物質的文化生活についていくため、夫婦は共稼ぎ、子供はカギツ子、疲れて帰つた妻に、心温まる料理など期待するなど無理とは言ふものの、とにかく実質も大切だが精神はなおさら大切であることとを心していただきたいもの。

えひはメキシコ、こんにやくはインドネシア、のりは韓国、あずきはカナダそばはブラジルから輸入されているという今日、せめて正月料理くらい日本人の奥様やおふくろさまにおねがひしたい心やまことに切。

子供を中心にした正月のいろいろなおせちや民俗行事や風習などをせめてこんな田舎にだけでも残しておきたいもの。このような心のふるさとを守る努力が「断絶」を防ぐいとぐちとはならぬものか、ガンバラナクチャ

(朝日町社会教育指導員、広報紙編集委員長)

電報電話局だより

電話機の移転など
申し込みは早目に

最近、電話の移転などの工事がたいへんこんでおります。そのため急なお申しつけの場合は、工事が間に合わないこともあります。

まず、お家の改築、模様替えがきまつたら、電話機のこともお忘れなく十日ぐらい前にご注文いただければ、約束の日に工事ができます。

お問い合わせ、お申し込みは朝日電報電話局
電話二一〇〇〇(無料)

黒部高等技能学校
訓練生募集

短期間で
新しい技能を身につける

黒部高等技能学校では、つぎの要項で昭和四十八年度訓練生を募集しています。

1. 応募手続 入校願書提出
2. 選考方法 面接および適性検査
3. 受付期間 昭和四十八年二月末日まで
4. 訓練科目 木材工芸科、機械科、電気機器科、自動車整備科、建築科
5. 在校中の特典
 - 授業料はかかりません。
 - 教材等は貸与します。
 - 入学時において、失業保険受給資格のある人は、引き続き修了時迄受給できます。
 - 三十五才以上で失業保険のない人には、一日約千円の訓練手当が支給されます。

